

専決処分とは

本来議会において議決又は決定すべき事件について、特定の場合に長が議会に代わって当該事件を処分することをいいます。

○議会が成立しないとき（在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合など）

○議会を召集する暇（時間がない）がないとき（当該事件が急施を要し、議会を召集してその議決を経ている間に、その時期を失するような場合）

○議会が議決すべき事件を議決しないとき（議決までに相当の期間を要する、審議がのびのびになり議決を得ることができない場合など）

以上のような事由に基づき長が専決処分をしたときは、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければなりません。

また、議会の権限に属する軽易な事項で、議会の議決により特に指定したものについても、長において専決処分することができます。

○議会の委任による専決

この場合には、議会に報告しなければなりません、議会の承認は不要です。